

ASBJ 企業会計基準適用指針公開草案第 80 号(企業会計基準適用指針第 2 号の改正案)
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等
に対する意見提出 (2023.12.5)

ASBJ(企業会計基準委員会)は、令和 5 年度税制改正で設けられたパーシャルスピノフ税制に関し、自己株式等会計適用指針案および税効果会計に係る適用指針案を公表した。

経理委員会では、基準開発の範囲について、完全子会社株式を対象とすることの明確化にあたり、同じものに異なる用語を用いることにより混乱や誤解を生じさせることから用語を統一することを求めるとともに、完全子会社の定義を明確化することを求める意見を取りまとめ、2023 年 12 月 5 日、ASBJ に提出した。

政一発 第 112 号
2023 年 12 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

企業会計基準適用指針公開草案第 80 号(企業会計基準適用指針第 2 号の改正案)
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等
に対する意見提出の件

以下は、企業会計基準適用指針公開草案第 80 号(企業会計基準適用指針第 2 号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等(以下「本公開草案」と言う。)に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会(以下「当会」と言う。)のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。(末尾に当会の参加会社を記載。)

質問 5(完全子会社株式を対象とすることの明確化)

自己株式等会計適用指針第 10 項(2)に「完全」を追記しないことに同意しますか。
同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意しない。

- ・ 自己株式等適用指針第 10 項(2)に「完全」を追記するべきと考える。
本適用指針第 10 項(2)における「子会社」と新設される第 10 項(2-2)における「完全子会社」は、いずれも「完全子会社」を前提としているのであれば、同じ条項の中で異なる用語(子会社と完全子会社)を用いることは混乱や誤解を生じさせるためである。
- ・ 「完全子会社」に関して補足的な説明を追加することを求める。『株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続(会計制度委員会研究報告第 6 号)』にて記載されているように「完全子会社」とは「ある会社によって発行済株式総数(100%)を保有されている会社」と理解するが、優先株式などの種類株式が発行されている場合に種類株式も含めたすべての発行済株式を保有している必要があるかを明確に定めることを要望する。

以上

一般社団法人日本貿易会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

霞が関コモンゲート西館20階

経理委員会委員会社

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC株式会社

JFE商事株式会社

神栄株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社